

**(1) 学生委員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

学生委員会は、学生の指導及び生活支援並びに学生宿舎、国際学生宿舎、大学会館に関する事項について調査検討することを目的とする。

**イ 組織の構成及び構成員等**

学生委員会は、教授会の専門委員会として設置されており、各専攻から選出された教授又は准教授（講師を含む。）、及び保健管理センター所長及び学生支援課長の計20人で組織している。

また、企画等の具体的事項を効果的に検討するため、本委員会に学生宿舎専門部会、大学会館専門部会、新入生合宿研修専門部会、学部3年次学生合宿研修専門部会、大学祭専門部会及び課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修専門部会の計6部会を置いている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

平成30年度においては、委員会を8回開催した。

**イ 審議された主な事項**

各部会において検討した内容を含め、主として次の事項について審議した。

- ・ 平成30年度年度計画に係る実施計画及び平成31年度年度計画
- ・ 本学専門職学位課程評価基準による自己点検・評価
- ・ 学生委員会専門部会
- ・ 学生団体の設立等の許可及び課外活動団体の認定
- ・ 平成31年度学生指導事業
- ・ 平成31年度新入生オリエンテーションの企画
- ・ 平成31年度新入生合宿研修の企画
- ・ 学部3年次学生合宿研修及び課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修の企画・実施
- ・ 大学祭
- ・ 学生表彰
- ・ 学生の懲戒
- ・ 学生生活実態調査及び大学会館に関するアンケート調査結果に基づく改善等の検討・実施
- ・ 入学料及び授業料免除等の選考（東日本大震災特別措置を含む。）
- ・ 日本学生支援機構大学・大学院奨学生の推薦に関する基準の一部改正
- ・ 日本学生支援機構奨学生の推薦
- ・ 日本学生支援機構奨学金の大学院予約採用の選考・実施
- ・ くびきの奨学金給付者の選考
- ・ 平成31年度大学会館の環境整備計画
- ・ 大学会館利用規程の一部改正
- ・ 民間奨学団体の奨学金にかかる奨学生推薦に関する申合せの制定
- ・ 平成31年度からの大学会館内「喫茶事業」、「美容事業」及び「理容事業」の公募

- ・ くびきの奨学金給付要項の一部改正
- ・ 学生居住施設規則の一部改正
- ・ 学生宿舎等入居者の選考
- ・ 学生宿舎等からの退去
- ・ 平成31年度学生宿舎及び国際学生宿舎の設備等整備計画
- ・ 大学会館内売店でのたばこの販売の取り止め

#### ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

中期計画及び年度計画に基づき、学生の経済的支援の充実、学生宿舎の居住環境の整備・充実及び大学会館における福利厚生事業の充実を図るため、種々の取組を行った。

- i) 学部・大学院を合わせた授業料免除を行うとともに、大学院修学休業制度等を利用して修学する大学院学生、教員採用候補者名簿登載期間延長等の特別措置を利用して修学する大学院学生及び5年以上の社会経験を有し教員免許状を有する大学院学生に対し授業料免除を行い、前年度と同様の経済的支援を実施した。

また、「平成30年7月豪雨」及び「平成30年北海道胆振東部地震」による被災学生を対象に、検定料、入学料及び授業料の免除に実施に関する規程・申合せを整備し、被災学生の経済支援を実施する体制を整えた。

- ii) 授業料免除基準適格者への経済的支援のため、学内ワークスタディ経費を確保し、平成30年度は9件のワークスタディ事業を実施した。
- iii) 本学独自の給付型奨学金制度「上越教育大学くびきの奨学金」により、経済的理由により修学が困難で、かつ成績が優秀な学生に奨学金を給付し、学生への経済的支援を行った。
- iv) 平成31年4月から「国民年金学生納付特例事務法人制度」の対象法人として、本学学生の国民年金学生納付特例制度に係る事務手続きの受付を実施することを決定した。
- v) 大学会館出店業者と課外活動団体（食育サークル）との協働による「上教大食堂通信」の発行、100円・200円朝食の提供、新入生への割引チケットの配付等、利用者への情報提供・サービス向上・食生活支援に努めた。
- vi) 単身用学生宿舎の自治会が主体となって、単身用学生宿舎内外のごみ拾い等の環境整備活動を実施した。
- vii) 平成31年度から、居室を含める学生宿舎全体を禁煙とすることに伴い、大学会館内売店でのたばこの販売の取り止めを要望し、販売が取り止めとなった。

#### ③ 優れた点及び今後の検討課題等

優れた点としては、東日本大震災、熊本地震等における被災学生を対象に、入学料及び授業料の全額又は半額免除の経済的支援に関する特別措置を引き続き実施し、学生の進学及び修学機会の確保を図ったこと、また、「平成30年7月豪雨」及び「平成30年北海道胆振東部地震」による被災学生を対象に、検定料、入学料及び授業料の免除実施に関する規程・申合せを整備し、経済的支援を図ったことが挙げられる。

なお、今後の検討課題としては、単身用学生宿舎の居室の有効活用を図ること、また老朽化した備品については入居者の意見を踏まえた上で適切に処理していくことが必要である。